

## ウイルス肝炎患者の医療環境改善に関する意見書

B型・C型ウイルス肝炎感染者は、全国で200万人から300万人と推計されています。肝硬変から肝がんへと進行することが多いウイルス肝炎の感染者、患者の方々は、長期にわたる継続的な医療が必要であり、中には高額な医療費の負担で苦しむ方がいますし、また、いまだ就労・就学など様々な面で社会的な差別や偏見にさらされている現実もあります。

C型肝炎感染者・B型肝炎感染者のその大半が輸血、血液製剤の投与、予防接種における針、筒の不交換などの不潔な医療行為による感染、すなわち医原性によるものと言われており、野洲市の肝炎ウイルス検診の受診者から類推するとB型、C型ともに野洲市民の40歳から74歳の感染者は170人前後と考えられ、肝炎患者の早期発見、治療につなげるために感染リスクの高い40歳以上の対策も喫緊の課題と言えます。

B型肝炎については、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者が国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決が昨年6月16日に言い渡され、この判決では、国の行政責任が認められました。また、C型肝炎についての薬害肝炎訴訟でも昨年6月21日に大阪、昨年8月30日に福岡の両地裁が相次いで国の行政責任、製薬企業の不法行為責任を認める判決を出しました。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気であり、1年間の肝臓がんによる年間死亡者数は3万人を超え、その9割はB型、C型肝炎患者です。一方、ウイルス肝炎は近年の医学技術の進歩により、引き続き難治性であるものの、ウイルスをなくしたり、進行を遅らせたりすることも望める疾患ともなっています。

政府ならびに国会におかれましては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じられますよう強く要望するものであります。

### 記

1. 感染の可能性のある者について、広く検査の勧奨を再度行うこと。
2. ウイルス肝炎検査体制の充実を図ること。
3. ウイルス肝炎の新たな治療方法の研究、質の均一化された診療体制の整備を図ること。
4. ウイルス肝炎治療患者に対する相談・支援体制を講じること。
5. ウイルス肝炎に関する誤解や偏見をなくするため、正しい知識の普及や啓発活動を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

野洲市議会議長 田中 栄太郎

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

厚生労働大臣